平成２５年（フ）第２２４５号
札幌市東区北11条東７丁目１番１―614号
債務者　矢野　典子
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　琢磨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６号
群馬県伊勢崎市東小保方町3412番地７
債務者　唐沢由起子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紺　　正行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２３号
愛知県名古屋市港区入場２丁目2405―１　センチュリーパーク入場一番館702号室、住民票上の住所三重県桑名市星見ヶ丘５丁目101番地１
債務者　鈴木　直樹
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　伊仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第９号
秋田県大仙市大曲金谷町20番19号
債務者　田口　悠也（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第１２号
秋田県大仙市大曲白金町６番22号　コーポエレガンシー12―１
債務者　照井　明美
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第１０号
山形県米沢市大字関根12953番地
債務者　赤井　良夫
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１４４８号
さいたま市見沼区大字大谷1780番地　３―402
債務者　上道　信好
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２２３号
埼玉県上尾市二ツ宮620番地　ゴールドレジデンスＶ102、旧住所埼玉県上尾市栄町11番12号　フォレスティア207
債務者　清水　　孝
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６３号
埼玉県所沢市大字山口1123番地の15　ボヌール　アン101
債務者　松岡　雪乃
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１１８号
埼玉県川越市大字上戸76番地２　アーバンヴェール川越上戸住宅206号室
債務者　武藤　雅子
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２２号
埼玉県東松山市大字石橋1716番地　介護老人福祉施設東松山ホーム内、住民票上の住所埼玉県東松山市神明町１丁目16番６号
債務者　山口　友正
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３９号
千葉県旭市ニの3014番地１
債務者　伊藤　　力
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第５０号
神奈川県座間市四ツ谷75番地の１
債務者　飯野　良子
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第５９号
相模原市中央区相模原２丁目８番18号　奥山ハイツ２Ｆ
債務者　福島テル江
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第６０号
神奈川県座間市相模が丘５丁目９番23号　サンパレス第11相模が丘201号
債務者　菊池えみ子（旧姓大渕）
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第６２号
相模原市中央区相模原６丁目21番８―806号
債務者　橋口　　睦
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第６４号
相模原市中央区東淵野辺４丁目31番21号　丸正コーポ102号
債務者　福岡　達雄
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部